

船舶事故に係る損害賠償請求訴訟の結果報告

平成26年11月、中国の貨物船「ヘホンダ号」が、若松区の響灘南1号岸壁に衝突し損傷させた事故について、平成28年12月、市は原因者である船会社2社及び関係する中国の保険会社を相手取り、岸壁復旧費用に係る損害賠償を求めて訴えを提起していた。

今般、本件訴訟に係る判決が確定したので報告するもの。

1 訴訟の概要

(1) 訴えの相手方

運航船社：フェン・ヤン・インターナショナル・マリン・(H.K.)・カンパニー・リミテッド（香港）

船主：ヤンタイ・デベロップメント・ゾーン・フェンヤン・ SHIPPING・カンパニー・リミテッド（中国）

保険会社：ピン・アン・プロパティ&カジュアリティ・インシュランス・カンパニー・オブ・チャイナ・リミテッド（中国）

(2) 訴えの提起 平成28年12月27日、福岡地方裁判所小倉支部へ訴状提出

(3) 訴えの内容

○船会社に対する損害賠償請求 1億470万3,561円（復旧工事費等）

○保険会社に対する債権者代位請求 被告船主に代わって損害保険金の請求を行うもの

2 福岡地裁判決について

(1) 船会社2社への請求にかかる判決

平成30年3月22日、被告船会社の賠償責任を認める判決が出され、市が勝訴した。

船会社に対しては、勝訴することによって、原因者の法的責任が明確となった。

ただし、これまでの調査で、中国において船会社の資産（船舶）は競売により失われていること、会社所在地に事務所の実態はなくなっていて代表者も所在不明であることが判明していることなどから、実質的に賠償金を得ることは困難な状況にある。

(2) 保険会社への請求にかかる判決

保険会社に関しては、船会社の経営状況が悪化していたことから、賠償金回収の可能性を高めるため、あわせて訴えていたもの。

平成31年2月21日、被告保険会社に対する債権者代位請求については、「日本の裁判所が管轄を有するとは認められない」として、市の訴えを却下する判決が出された。

今回の却下判決を受けて弁護士と協議した結果、控訴しても、勝訴できる可能性は低いうえ、確実に賠償金を回収できる見込みもないことから、地裁判決をもって本件手続きを終了とし、控訴することは断念した。

訴訟に至る経緯について

1 事故の概要

(1) 発生日時、場所

平成 26 年 11 月 11 日 (火) 13:30 頃、響灘南 1 号岸壁 (若松区響灘一丁目)

(2) 事故の内容

中国の貨物船が、接岸時、操船ミスにより船舶の船首が岸壁に衝突し、岸壁の上部コンクリートを破壊するとともに鋼矢板製の岸壁に亀裂を生じさせた。このため、亀裂から土砂が流出し、エプロンが陥没 (直径約 20m) した。

※「ハホンダ」号 2,992 総トン、全長 99.9m 一般貨物船、カンボジア船籍



響灘南 1 号岸壁



陥没したエプロン

2 事故後の交渉状況 (～H27.11)

平成 26 年 12 月に海事専門の法律事務所に交渉事務を委任し、船主に対し復旧工事の実施を要請してきた。平成 27 年 11 月までの交渉で、船主が原状復旧することを承諾し、保険会社より支払われる保険金を原資として工事業者と復旧工事の契約準備を進めていた。

その後、中国の裁判所が、船主の財産 (保険金請求権を含む) に対し、差押命令を出した結果、保険会社から船主に対し保険金を支払うことができなくなったため、船主による原状復旧が見込めない事態となった。

3 復旧工事の実施/訴訟の提起 (H27.12～)

(1) 市による復旧工事の実施

周辺企業や地元港運業界からの早期復旧の要望も強く、損傷し利用できない状態で岸壁を放置することはできないため、市が復旧工事を実施した。

(H28.2 議会) 工事費に係る補正予算計上 (可決)

(H28.3～8) 工事に係る調査・設計

(H28.11～H29.7) 工事実施

(2) 損害賠償請求等の訴えの提起

復旧工事等に要する費用を回収するため、損害賠償請求等に係る訴えを提起した。

(H28.6 議会) 訴えの提起に係る議案提出 (可決)

(H28.12.27) 福岡地裁小倉支部に訴状提出